ハラスメント対応マニュアル

2025年9月1日規程

本マニュアルは、「職場におけるハラスメントの防止に関する規程」および「就業規則」に基づき、ハラスメントに関する相談・苦情に適切に対応するために定めます。ハラスメントは「服務規程」で禁止されており、ハラスメント行為が確認された場合は「懲罰規程」に則り厳正な処分を行います。

第1章 相談窓口と通報窓口

1. 相談・苦情の受付

ハラスメントに関する相談・苦情は、ハラスメントが発生している場合だけでなく、その恐れがある場合や、該当するか否かが微妙な場合でも幅広く受け付けます。相談は面談を原則としますが、電話、文書、電子メールでの受付も可能です。また、「公益通報規程」に基づき、匿名での通報も可能です。

2. 相談窓口の担当者

相談窓口の担当者は複数名とし、相談者が相談しやすいよう男性と女性で構成します。 担当者には定期的な研修を実施し、対応能力の向上を図ります。

● 相談責任者: 事務長、看護部長

● 相談窓口

内部通報窓口:事務長、看護部長、法人人事部

外部通報窓口: 弁護士、人事労務士

第2章 相談対応の基本原則

1. 担当者の心構え

相談の初期対応は問題の拡大を防ぐ上で非常に重要です。相談担当者は以下の点を心得て、公正かつ真摯な態度で、迅速に対応してください。

- 相談者および関係者のプライバシーや名誉を尊重し、知り得た事実の秘密を厳守する。
- 相談者の直面する問題を的確に把握するために、不安感を取り除くよう配慮すること。
- 相談者の意向を確認しながら、解決に向けた行動を進めること。
- 解決に時間を要する場合は、その旨と見込みを相談者に伝え、進捗状況を定期的に報告し、不安を軽減すること。

2. 相談内容の聴取

相談を受ける際は、相談記録を正確に残すために、本人の了解を得た上で、以下の事項について丁寧に聴取・確認します。

- 相談者と行為者の関係(上司・部下・同僚・他部門等)
- 問題とされる言動が「いつ、どこで、どのように」行われたか
- 行為者の言動に対する相談者の感じ方と対応、それに対する行為者の反応
- 行為者の同様の言動について、過去に聞いたことがあるか、または他の人に対しても 同様な言動がなされているか
- 相談者が求める援助内容(言動の中止、不利益の回復、謝罪、職場全体の対処等)

第3章 事実確認と対応

1. 事実確認

相談内容に基づき、相談責任者である事務長と看護部長が苦情処理担当となり、公正かつ 客観的な立場で事実確認を行います 9。

- 被害者への再確認: 相談記録に基づいて、改めて被害者に事実関係を確認します。 被害者が職場に居づらくなることがないよう、プライバシー保護に最大限配慮します。
- 加害者とされた者への聴取:被害者の相談内容を説明し、事実関係の聴取を行うとともに、十分な弁明の機会を与えます。
- 第三者への聴取: 当事者双方の主張が食い違う場合は、必要に応じて同僚等からの 事実確認も行います。
- 応急措置: 事実確認の過程であっても、必要に応じて被害者と加害者の引き離しなど の適切な応急措置を講じます。

2. 措置•対応

事実関係を確認した上で、問題の深刻度や緊急性に応じて、迅速かつ適正な措置を講じます。

- 行為者への措置:
 - □ 注意喚起、行為の中止を要請する。
 - □ 配置転換等、当事者を引き離すための人事上の配慮を行う。
 - □ 就業規則および「懲罰規程」に基づき、懲戒処分を決定する
 - □ 懲戒処分には、けん責、減給、出勤停止、懲戒解雇があります。

● 被害者への措置:

- □ 労働条件や就業環境上の不利益が生じている場合は、その回復措置を講じる。
- □ 精神的なショックが大きい場合には、メンタルケアに配慮する。
- □ 当事者への説明: 講じられた措置について、当事者に具体的に説明する。

3. 再発防止

事案が解決した後も、会社全体で再発防止策を講じます。

- □ ハラスメントが発生した職場や部署への研修を実施する。
- □ ハラスメントに関する規程やマニュアルの内容を周知徹底する。

4. 不利益な取り扱いの禁止

相談したこと、または事実関係の確認に協力したことを理由に、不利益な取扱いは一切行いません。